

## 医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要となります

関東金税務署 ☎0475-52-3121

これまで『医療費控除の明細書』の添付に代えて、領収書の添付または提示により医療費控除を受けることができたが、経過措置が終了するため、令和2年分の確定申告からは『医療費控除の明細書』の作成が必要となります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

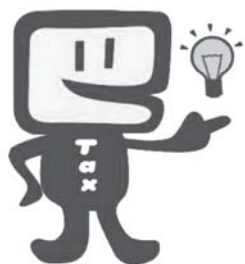
※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

※医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗りつぶすこと)をお願いします。

### 医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■病院	診療	6,000円 ①
5/28	■■病院	診療	3,400円 ①
	▲▲薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



・医療を受けた人  
・病院・薬局  
ごとに医療費を合計して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。  
※医療費通知が別行する医療費の明細を通知する警察で、次の事項が記載されたものも含まれます。  
(※)健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」  
①(1)医療費通知の区分、②(2)医療費通知の区分、③(3)医療費通知の区分、④(4)医療費通知の区分

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (1)のうち生活保護や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

(※)「上記1」だけでなく、「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (1)のうち生活保護や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③ 国税花子	〇〇診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

### 困ったら"ふたば"にご相談ください



税務職員  
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タクサク ANSWER**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談はこちらから!

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901(ナビダイヤル)

☎03-5638-5171(ナビダイヤルをご利用できない場合)

【受付時間】 ○月～金曜日 午前9時～午後5時(休祝日及び12月29日～1月3日を除く)

○1月12日～3月15日 月～金曜日 午前9時～午後8時(祝日を除く)

○2月21日・28日、3月7日・14日の日曜日 午前9時～午後8時